

名取市福祉有償運送運営協議会

- 1 日 時 令和 6 年 10 月 29 日（火） 午後 2 時～午後 2 時 35 分
- 2 場 所 名取市役所 議会棟 3 階第 3 委員会室
- 3 会 議 名 名取市福祉有償運送運営協議会委嘱状交付式
及び令和 6 年度第 1 回名取市福祉有償運送運営協議会
- 4 出 席 者 委 員 川村会長、関澤委員、櫻庭委員、嶺岸委員、安倍委員

要綱第 6 条第 4 項により説明を求めた者
社会福祉法人むそう 草野 暁氏

事務局 大元社会福祉課長、高橋課長補佐、山田障がい者手帳係長
- 5 欠 席 者 委 員 木川田委員、桃野委員、菅原委員
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 会議概要 各協議事項について協議した結果、社会福祉法人むそうが実施する福祉有償運送の更新登録申請については承認することとした。

会議録は別添のとおり

進 行 内 容	発 言 者	口 述
名取市福祉有償運送運営協議会委嘱状交付式		
1 開会	事務局 高橋課 長補佐	定刻となりましたので、ただいまより名取市福祉有償運送運営協議会の委嘱状交付式を執り行います。
2 委 嘱 状 交 付	事務局 高橋課 長補佐	委嘱状の交付を行います。順番にお名前を読み上げますので、その場でご起立をお願いいたします。 (健康福祉部長から交付、介添 山田係長) ①^{せきざわ きょうこ}関澤 京子 様 ②^{かわむら よねこ}川村 米子 様 ③^{さくらば ひろこ}櫻庭 宏子 様 ④^{みねがし ゆういち}嶺岸 勇一 様 なお、^{き かわ だ まり こ}木川田真理子委員、^{も も の ひろゆき}桃野博行委員、^{すがわら こういち}菅原幸一委員からは欠席の連絡が入っております。
3 閉会	事務局 高橋課 長補佐	以上をもちまして、名取市福祉有償運送運営協議会委嘱状交付式を終了いたします。
令和 6 年度第 1 回名取市福祉有償運送運営協議会		
1 開会	事務局 高橋課 長補佐	引き続き、これより令和 6 年度第 1 回名取市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。 本日は委員 8 名中、5 名の出席をいただいておりますので、福祉有償運送運営協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、協議会が成立していることをご報告いたします。 当協議会は名取市審議会等の会議の公開に関する要綱第 4 条の規定により、公開により行いますのでご了承願います。また、会議録につきましては、情報公開制度が条例化されており、記録を残すこととなりますので、併せてご了承願います。
○ 自 己 紹 介	事務局 高橋課 長補佐	本日は、新たな委員による初めての協議会でありますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。配布しております資料に、委員名簿がございますのでご参照ください。 それでは、関澤委員より名簿順をお願いいたします。 (関澤委員より順に自己紹介を行った) 続いて事務局職員の紹介をいたします。 (事務局職員も自己紹介を行った) また説明員として申請者側から草野氏が来ております。

2 会長、副会長の選出	事務局 高橋課 長補佐	続いて、会長、副会長の選出になります。 設置要綱第5条において、委員の互選により定めることとなっておりますが、選出にあたっては、健康福祉部長を仮座長とし、選出することとしてよろしいでしょうか。 【「異議なし」の声】（健康福祉部長が移動）
	仮座長 安倍委員	会長が選出されるまでの間、仮座長を務めさせていただきます。それでは、会長を選出したいと思いますが、選出方法はいかがいたしましょうか。 【「事務局一任」の声】
	事務局 大元課 長	会長については、川村委員を事務局案としてお示しします。
	仮座長 安倍委員	ただいま、会長に川村委員という案が示されましたが、皆さんいかがですか。 【「異議なし」の声】 異議なしと認めまして、川村委員を会長に選出することといたします。それでは、川村会長よろしくお願いします。 【川村会長、議長席に着く】
	川村会長	ただいま会長に選出されました川村です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、続きまして副会長の選出となりますが、選出方法はいかがいたしましょうか。 【「事務局一任」の声】 事務局一任の声がありましたので、事務局案をお願いします。
	事務局 大元課 長	副会長には安倍委員を事務局案としてお示しいたします。
	川村会長	ただいま、副会長に安倍委員という案が示されましたが、皆さんいかがですか。 【「異議なし」の声】 異議なしと認めまして、安倍委員を副会長に選出することといたします。安倍副会長、よろしくお願いいたします。
3 協議	事務局 高橋課 長補佐	それでは、協議に入ります。名取市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条に、会議は会長がその議長となるとあります。引き続き、川村会長よろしくお願いいたします。
	川村議長	それでは、しばしの間議長を務めさせていただきます。皆様のご協力により円滑に会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
	川村議長	本日は、要綱第6条第4項の規定により、説明員として申請者である社会福祉法人むそう様から草野様に出席いただい

		ることを報告いたします。それでは、協議に入ります。 議題の（１）「社会福祉法人むそうが実施している福祉有償運送の有効期間の更新について」であります。事務局より、「資料の説明」をお願いします。
	事務局 山田係 長	説明に先立ちまして、先だってお送りしております資料より３点変更がございますのでお知らせでございます。１点目は１ページの２「名取市内におけるタクシー車両台数等の状況」について、乗合バスの「なとりん号」と予約に応じて運行する乗合型デマンド交通の「なとりんくる」について追加があります。２点目は２９、３０ページの職員の運転免許証の写しについて不足がございましたので追加しております。３点目資料の最後に安全運転管理者に関する届出書を添付しております。お手元の資料は変更後の資料となりますので、ご承知おきください。 それでは、本協議会が久しぶりに開催されるということもありますので、まず制度面と今回の申請に至った経緯を簡単にご説明いたします。本来有償による輸送とはバスやタクシー事業者などにより提供されるものです。福祉輸送は地域にとって必要であるものの、事業者による提供が難しい分野であります。そのため NPO 法人等が登録のうえ、障害者や要介護者等の会員に対し営利と認められない範囲の対価により、個別輸送を行うことができる制度があります。それが「福祉有償運送」になります。ただし、福祉有償運送は無制限に認められるのではなく、地域に必要な輸送であることについて、地域の会議で協議が整ったことを証明する必要があります。名取市におけるこの協議を行う場が本協議会であります。 今回申請がありましたのは愛知県半田市にあります社会福祉法人むそう様です。こちらの事業所では申請資料 18 ページにありますように既に福祉有償運送を行っておりまして、今年の 12 月 8 日までの登録となっております。今回の協議会はその有効期間の更新を希望されているため行うものです。 本日協議いただく内容としまして、クリップ止め一番上の A4 横の資料にあります表の一番左にある 5 項目概要の（１）から（５）についてとなります。
	川村議 長	それでは、申請内容の協議に入ります。 協議については、時間の関係上 5 点すべてについて事務局より説明を行い、説明終了後にまとめて協議を行います。 それでは事務局より、説明をお願いします。
	事務局 山田係 長	それでは、概要の（１）必要性の判断についてご説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。 まず 1 で令和 5 年度末市内の移動制約者の状況を記載してお

ります。各内訳の増減については省略いたしますが、昨年度末と比較して合計人数が 7,875 人から 7,998 人へと 123 人増加しております。

市内の供給体制についてであります。2 で市内のタクシー事業者等の数及び車両台数を記載しております。市内の法人タクシーは 2 社で一般・大型タクシーの車両台数は 35 台、福祉輸送限定タクシーは 4 社 10 台であります。この 10 台の内訳としまして、車いす型が 2 台、寝台型が 5 台、両方対応可能型が 3 台となっており、一般タクシーと福祉タクシー合計で 45 台であります。また、令和 5 年 10 月からの実証運行を経まして令和 6 年 4 月から乗合バスである「なとりん号」を、乗合デマンド交通として新たに「なとりんくる」を本格運行しております。台数については「なとりん号」が全 15 台ですべて車いす対応可となっております。「なとりんくる」は全 6 台あり、1 台は車いす対応となっております。

3 の市内のボランティア輸送の状況について、であります。今回申請した社会福祉法人むそうを含む 3 団体で 71 名の対象者が登録しております。後ほど概要（4）運送を必要とする旅客の範囲でご説明いたしますが、社会福祉法人むそうの登録者は、他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な中度・重度の障害を持つ方々ほとんどとなっております（申請資料 55・56 ページ）。

4 は区域内における福祉タクシー券の利用状況でございますが、これは、市内在住の高齢者・障害者に対し市の事業としてタクシー券の配布を行っておりまして、その令和 5 年度分の実績になります。タクシー券は 1 枚 600 円のを 5 枚～最大 96 枚まで配布しております。昨年度は 5,595 名に対し 50,366 枚を交付し、内 31,793 枚が使われております。利用率 63.12%であり例年 50～65%程度となっております。利用率が低い理由として、交付が年 1 回でかつ年度末となる 3 月 31 日までの利用制限を付けたタクシー券のため、使用期限が切れてしまい使われなかったものが多いためと捉えております。

ここで「必要性の判断」ですが、協議資料のめくってすぐの概要資料では、○の 2 つめで「地域に福祉輸送サービスを提供するタクシー業者等は存在するが、移動制約者の需要量に対し、供給量が不足する場合」必要性があると判断されます。ただ具体的にどの程度・どのような状況を表すのかは国土交通省でも数値的なものは示されていないことと、現に多くの利用者が福

社有償運送を利用している現状を踏まえご協議くださいますようお願いいたします。

次に概要（２）運送の区域について、申請資料３ページをご覧ください。下段の４にありますとおり運送の区域は「名取市」となります。資料５５ページにありますように登録者のうち９名は名取市在住ですが１名市外在住の方がいます。この方は名取市内の社会福祉法人むそうの事業所を利用（移動支援を含む）するためにむそうのサービスを利用しております。

利用範囲の考え方としまして国土交通省が作成した「自家用有償旅客運送ハンドブック」において「発地（乗車する場所）又は着地（降車する場所）のいずれかが区域内にあることが必要」とあることから、運送区域は名取市のみとなります。

次に概要（３）旅客から収受する対価につきましては資料５８ページをご覧ください。これは社会福祉法人むそう（事業所名「生活支援センターあっと名取」）の運営規定になります。この◎の上から２つめに「車利用」という項目中、「外出等むそうの車を利用する場合には、１kmあたり３０円の使用料とする」とあり、申請者の徴収する単価で距離制の運賃を設定しております。福祉有償運送を行う上で運賃は「実費の範囲内で認められること」、「営利を目的としていると認められない妥当な金額であること」という条件がございます。具体的な目安としては「当該地域タクシー運賃の約８割となっております。

ここで資料２ページをご覧ください。一番下に具体的な距離別におそうの設定運賃と当市を含む宮城県Ｂ地区（仙台市を除く宮城県全域）での普通車上限運賃（距離制）を比較しております。距離制の普通車上限運賃は初乗り１.２km ７５０円に２９３mごとに１００円加算となります。社会福祉法人むそうの設定運賃は明らかに上限価格の８割で収まっております。また「運送の対価以外は実費の範囲内であること」とあります。これは資料の５７ページにあります「タイムケア利用料９００円/時間、緊急時タイムケア１,０００円/時間」のみ該当でその他会費や実費は含んでおりません。このタイムケアの利用料は宮城県の最低賃金９７３円（令和６年１０月１日発効）と大差がないことから実費の範囲内と判断して問題ないと事務局では考えております。

次に概要（４）運送を必要とする旅客の範囲につきましては資料の５５ページをご覧ください。社会福祉法人むそうで登録している会員の情報及び運送を必要とする理由であります。会員は、先に申しましたとおり令和６年１０月現在で１０名おりまして、居住地の内訳としまして、名取市９名、仙台市太白区

	1名であります。身体状況等につきましては資料56ページにありますとおり、身体障害者手帳所持者が4名、療育手帳所持者が8名、両方の手帳所持している者が2名となっております。身体障害者手帳を所持している4名のうち3名が1級、1名が3級となっております。また療育手帳を所持している8名は全員が重度の知的障害をお持ちの方です。 続きまして複数乗車の有無であります、「無」となります。複数乗車について補足いたしますと、これは上記会員の付添人を親がする場合、登録者と親が同乗するケースを想定しているものではなく、例えば透析病院が複数の患者を載せて病院に連れてくるようなケースが該当することになります。登録している会員10名の場合、全員が個別利用となっていることから複数乗車はなしとなります。 最後に概要(5)その他必要と認められる措置であります。まず、自動車の種類ごとの数でございますが、資料4ページをご覧ください。車種は車いす車両が6台と車いす車両軽1台の計7台でございます。それら車両の車検証につきましては資料20～26ページに掲載しているところです。 次に運転者は、資料27～30ページにありますように、鈴木^{すずき}かずひろ^{かずひろ}、^{ひるた}ひるた、^{かおり}香織、^{えんしゅう}遠州、^{かよこ}佳代子、^{たかはし}高橋、^{やすひさ}保久、^{おの}小野、^{ともえ}友絵、^{ごとう}後藤、^{ようこ}洋子、^{たかはし}高橋、^{たかのり}孝則、^{くさの}草野、^{あかつき}暁の8名でありまして、8名とも普通1種免許を取得しております。(うち1名は2種免許保有)また資料31～38ページにありますとおり8名とも福祉有償運送運転者講習を受講しております。1種免許ですが指定講習受講済みということで福祉有償運送を行う条件を満たしております(「自家用有償旅客運送ハンドブック」において運転者の要件は①2種免許保有又は②1種免許+大臣認定講習の受講とあります)。以上でございます。
川村議長	事務局の説明についてご意見、ご質問があればお願いします。
関澤委員	3年前の申請と変わったところについて質問させてください。資料55ページの旅客の名簿中、運送を必要とする理由で「ト」(※その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)に該当する場合)が1名となっておりますが、3年前にはいなかった人が新たに会員となったため増えているのでしょうか？
草野説	この方は3年前から引き続き会員ですが、この間に精神障害

	明員	の診断が出ているが精神障害者保健福祉手帳は所持していないことから「口」（※精神障害者）ではなく「ト」で整理したものです。
	関澤委員	以前は３台で３年前の申請時に４台に増え、今回の申請では７台となっていますが、具体的に新しく増えた車両について説明をお願いします。
	草野説明員	資料１９ページの番号２のフリード、４のキャラバン、７の同じくキャラバンになります。
	関澤委員	使用する車両のうち８ナンバー（１０人乗り）の車両が３台ありますが、いずれもストレッチャーの対応ができるのでしょうか。
	草野説明員	従前から使用しているハイエースとキャラバン１台は車いす２台と通常シートとなりますが、もう一台のキャラバンについては車いすが４台でも対応できる車両であり、ストレッチャーも対応可能となっています。
	川村議長	（他にございませんか。） 全ての協議事項が承認されましたので、社会福祉法人むそうの申請書案については、当協議会として承認することといたします。いろいろご意見をいただきましてありがとうございます。
	川村議長	続きまして、協議の（２）その他であります。みなさまから何かございますでしょうか。 （委員からは特になし） 事務局からはどうでしょうか。
	事務局 山田係長	今後の流れでございますが、本日の協議会で協議が成立したことから、市として協議が整った書面をおそう様に交付し、おそう様で本日の申請資料とその書面を宮城運輸支局に提出し申請することになりますのでご承知おきください。
	川村議長	以上で本日の協議会の協議は終了いたしました。 会議の記録は、概要記録とし、作成のうえ各委員に送付いたします。私の職務はこれにて終わらせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
4 閉 会	事務局 高橋課長補佐	川村会長、議事の運営ありがとうございました。 以上をもちまして、名取市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。 大変ありがとうございました。